

奈良県告示第百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 一六九号

三 道路の区域

区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
	前	九・六 六〇・九	二八〇八・二	竹筒トンネル L〓九六七・八m（内奈良 県側五八六・〇m） 大洞橋 L〓三八・八m 竹筒第一橋 L〓七三・〇m 竹筒第二橋 L〓五一・五m 葛山トンネル L〓六九九・

<p>吉野郡十津川村大字竹筒一三五番先から（県境）</p>	
<p>後</p>	
<p>六〇・九</p> <p>九・六</p>	
<p>二八〇八・二</p>	
<p>○m</p> <p>葛山トシネル</p> <p>L 六九九・</p> <p>○m（内奈良</p> <p>県側五五三・</p> <p>○m）</p> <p>m</p> <p>L 三一・八</p> <p>大洞橋</p> <p>○m）</p> <p>県側三八二・</p> <p>八m（内奈良</p> <p>L 九六七・</p> <p>竹筒トシネル</p>	<p>○m（内奈良</p> <p>県側五九五・</p> <p>○m）</p>